



press release

2018年11月16日
SBI生命保険株式会社

SBI 生命、沖縄銀行と提携 住宅ローン向けに団体信用生命保険の提供を開始

SBI生命保険株式会社（東京都港区、代表取締役社長：飯沼邦彦、以下「SBI生命」）は、2018年12月より、株式会社沖縄銀行（沖縄県那覇市、代表取締役頭取：山城正保、以下「沖縄銀行」）と提携し、沖縄銀行が提供する住宅ローンを新規でご利用のお客様に、「リビングニーズ特約およびがん就業不能保障特約付団体信用生命保険」の提供を開始いたします。

SBI生命は2017年6月よりSBIグループ傘下の住信SBIネット銀行を皮切りに団体信用生命保険の提携販売を開始し、おかげさまで大変好評をいただき保有件数は順調に伸展しております。また、地域金融機関との提携を2018年6月より開始し、今後も地域金融機関との連携を一層深めてまいります。

【提携の背景】

沖縄銀行は、「地域密着 地域貢献」を経営理念として、地域社会の発展に寄与することを旨に業務を展開しています。昨今の経済金融情勢および雇用環境の下において、今後ますます多様化するお客様の資金ニーズに応じていくことが重視されるなか、顧客中心主義の商品戦略と業務運営方針を旨とするSBI生命と提携に至ったものです。

【商品内容】

SBI生命の団体信用生命保険の主な特長は次のとおりです。

- (1) 死亡リスクに備える通常保障部分に、リビングニーズ特約が付加されます。
- (2) がん就業不能保障特約をご選択いただくことにより、所定の悪性新生物と診断確定され、それにより1か月を超えて就業不能状態になったときには、月々のローン返済額をお支払いいたします。その後12か月を超えて就業不能状態になったときには、ローン契約の債務残高相当額をお支払いいたします。

商品概要図

	種類	お支払いする場合	お支払い金額
主契約	死亡保険金	お亡くなりになったとき	保険金をお支払いする 場合に該当したときの ローン契約の債務残高 相当額
	高度障害保険金	所定の高度障害状態になったとき	
特約	リビングニーズ特約保険金	余命6か月以内と判断されたとき	
	がん就業不能保障特約	1か月を超えて就業不能状態になったとき	月々のローン返済額
		12か月を超えて就業不能状態になったとき	保険金をお支払いする 場合に該当したときの ローン契約の債務残高 相当額

SBI グループでは、SBI インベストメント株式会社が運営するベンチャーキャピタルファンドの投資先 Fintech 企業との連携や株式会社 SBI 証券を通じた金融商品仲介など、地域金融機関とのさまざまな提携関係を構築しており、このような SBI グループの有する経営資源やリレーションを通じ、「地方創生」を担う地域金融機関の企業価値の向上を支援してまいりました。SBI 生命は今後も地域金融機関との提携を進め、SBI グループ各社とのシナジー効果を最大限に追求しながら、より高い品質の商品・サービスの提供に努めてまいります。

SBI 生命保険株式会社について

SBI 生命は 2015 年 2 月に SBI グループの一員となり、2016 年 2 月から時代のニーズに応える在宅医療を保障する医療保険や定期保険を販売しています。SBI グループは、創業来インターネットを活用した多様な金融サービス事業を展開する Fintech 企業として、各事業においてさらなる顧客利便性の向上やサービスの独自性の追求、新技術の導入を推進しています。SBI 生命においては IoT やビッグデータを活かした画期的な商品の開発・提供を通じてお客様に安心をお届けいたします。SBI 生命を傘下におく保険持株会社の SBI インシュアランスグループ株式会社は、2018 年 9 月東証マザーズに上場いたしました。

会社名：SBI 生命保険株式会社
代表取締役社長：飯沼邦彦
資本金：475 億円

設立：1990 年 7 月
所在地：東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー
URL：<https://www.sbilife.co.jp>

本件に関する報道関係者のお問い合わせ先

SBI 生命保険株式会社 広報担当

TEL：03-6229-0830（直通）メール：pr@sbilife.co.jp